

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案及び内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案趣旨説明

ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案」の趣旨について申し上げます。

第一に、この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを追加することとしております。

第二に、この法律の基本理念として、政府原案では「行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上に資する」となっていたものを「国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること」と修正することとしております。

第三に、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官

若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、政令で定める国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として

政令で定める措置を講じているときは、当該特定個人情報を提供することができることとしております。

第四に、政府は、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に關し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとすることとしております。

次に、「内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案」の趣旨について申し上げます。

第一に、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体について、政府原案では「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」となつていたものを「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長」とするとともに、本部長は、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができる」ととしております。

第二に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる」ととしております。

第三に、施行期日を、「平成二十五年四月一日」から「公布の日」に改めることとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案要綱

一 目的の修正

「この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ること」を明記すること。

二 基本理念の修正

「この法律の基本理念として、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記すること。」

(第二条第一項第一号関係)

三 特定個人情報を提供することができる場合の追加

国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、政令で定める国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときは、当該特定個人情報を提供することができる」と。

(第十九条第八号関係)

四 給付付き税額控除の施策に関する事務の的確な実施に係る検討

政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関して、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとすること。

（附則第六条第七項関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の一部を次のように修正する。
第一条中「より」の下に「、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、
かつ」を加える。

第三条第一項第一号中「行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上」を「国民の利便性の向上
及び行政運営の効率化」に改める。

第十九条第八号中「同法」の下に「又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号
に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律」を加え、「（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六
号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第六条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他「これに準ずるもの
をいう。」の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務
官署が保有しない個人所得課税に関する情報に關し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を

実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

(目的) 修 正 後	(目的) 修 正 前
<p>第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によりて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によりて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。</p>

成十五年法律第五十七号)の特例を定めることを目的とする。

(基本理念)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。
一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡単な手続を設けることによりて、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

二～四 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～七 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～七 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(國

(基本理念)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。
一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡単な手続を設けることによりて、行政運営の効率化を図り、よりて国民の利便性の向上に資すること。

二～四 (略)

二～四 (略)

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法の規定により

税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する國稅をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により國稅又は地方稅に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九〇十四 (略)

附 則

(検討等)

第六条 (略)

2~6 (略)

7 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の施策の導入を検討する場合には、当該施設に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報による個人番号の利用に関する制度を活用して、当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

8 (略)

國稅（國稅通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する國稅をいう。以下同じ。)又は地方稅に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九〇十四 (略)

附 則

(検討等)

第六条 (略)

2~6 (略)

(新設)

7 (略)

内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 内閣情報通信政策監に対する事務の委任

内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長とするとともに、本部長は、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせる」とができること。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十六条第二項関係)

二 関係行政機関の長に対する勧告

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる」と。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十八条第四項関係)

三 施行期日の修正

施行期日を、「平成二十五年四月一日」から「公布の日」に改める」と。

(附則第一項関係)

内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案

内閣法等の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第二条のうち高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十六条に「一項を加える改正規定のうち同条第一項中「本部は」を「第二十八条第一項に規定する本部長は」に改め、「係るもの」の下に「及び第三十二条第一項に規定する協力の求めに係る事務」を加える。

第二条のうち高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十八条に一項を加える改正規定中「一項」を「二項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 本部長は、第二十六条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告する」とができる。

附則第一項中「平成二十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

◎ 内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表
○ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（第二条関係）

(傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分)

修 正 案	改 正 案	現 行
(所掌事務等)	(所掌事務等)	(所掌事務)
第 二 十 六 条 (略)	第 二 十 六 条 (略)	第 二 十 六 条 (略)
2 第二十八条第一項に規定する本部長は、前項に規定する事務（高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち次に掲げる事項に係るものを及び第三十条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第三十条第一項第一号に掲げる者をもって充てん同	2 本部は、前項に規定する事務（高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち次に掲げる事項に係るものを第三十条第一項第一号に掲げる者をもって充てん同	2 第二十八条第一項に規定する本部長は、前項に規定する事務（高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち次に掲げる事項に係るものを第三十条第一項第一号に掲げる者をもって充てん同
3 前項に規定する本部長は、同項に規定する事務を行つ場合において、必要なると認められるが、なむべき事項に就き、必要なと認めることがあ	3 前項に規定する本部長は、同項に規定する事務を行つ場合において、必要なと認められるが、なむべき事項に就き、必要なと認めることがあ	3 前項に規定する本部長は、同項に規定する事務を行つ場合において、必要なと認められるが、なむべき事項に就き、必要なと認めることがあ
一 府省横断的な計画の作成	一 府省横断的な計画の作成	一 府省横断的な計画の作成
二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成	二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成	二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成
三 施策の実施に関する指針の作成	三 施策の実施に関する指針の作成	三 施策の実施に関する指針の作成
四 施策の評価	四 施策の評価	四 施策の評価

「第十八条第一項に規定する本部長に対し、当該事務に関する意見を述べる」がやめ。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長）

第十八条（略）

2（略）

3 本部長は、第十六条第一項に規定する本部員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るために必要があると認めるとき、当該本部員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 本部長は、第二十条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、「報告する」とがやめ。

「第十八条第一項に規定する本部長に対し、当該事務に関する意見を述べる」がやめ。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長）

第十八条（略）

2（略）

3 本部長は、第十六条第一項に規定する本部員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るために必要があると認めるとき、当該本部員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

第十八条（略）

2（略）

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長）

○ 内閣法等の一部を改正する法律（附則第一項関係）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
附 則	附 則
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第一号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次項（第四号に限る。）の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第一号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>